

わが国の里親研究の動向と今後の課題

益田 早苗*

Shifts in foster-parent research and future topics in Japan

S.Masuda

Although the foster-parent system in Japan enjoyed popularity during a certain period after World War II, it has stagnated lately. Like the stagnation of the foster-parent system, the pace of foster-parent research in this country has also slowed. Studies and literature regarding foster parents are scarce compared with research in other fields, and there is a tendency for the contents of the studies to merely be reports from fact-finding surveys. This type of research has not been developed based on principles of logical and structural analyses.

For future topics of investigation, studies need to focus on reexamination of scientific analyses and methods with respect to attitudes of and actual conditions for foster parents and understanding within society at large, etc. It is also necessary to develop interdisciplinary studies with related fields.

(J. Aomori Univ. Health Welf. 1 : 91-97, 1999)

Keyword: foster - parent research, interdisciplinary study, future topics

要約

わが国の里親制度は戦後の一時期隆盛が見られたが、その後こんにちに至るまで停滞している。里親制度停滞と同様に、わが国の里親研究も発展しているとはいえない。里親に関連する研究や文献は他の研究領域に比して大変少なく、研究内容も実態調査の報告が主であり、理論的・構造的な研究に発展していないという傾向がみられている。

今後の課題としては、里親の意識や実態・一般社会の認識等についての科学的な分析、研究方法の再検討、関連領域との学際的な研究へと発展させていく必要がある。

はじめに

我が国の要保護児童における社会的養護の現状は、施設養護が大部分を占め、里親や養子縁組等による家庭的養護の割合は大変少ないのが現状である。こんにち、里親に委託されている児童は要保護児童全体の約一割弱という状況であり、里親制度の停滞は否めない。

これに対し、欧米をはじめとする諸外国における社会的養護は、里親・養子縁組を優先させることを原則としており、施設養護より家庭的養護の割合がはるかに多く、アメリカでは要保護児童の約8割、イギリスでは約6割が里親委託である。我が国の里親制度は諸外国に比し著しく遅れをとっており、先進諸国はもとよりアジア地域

に比しても低い状況である。

里親制度が停滞し活性化しない要因としては、いくつかあげられているが、根本的には里親に関する調査や研究が少ないという事が指摘できるであろう。里親制度と里親研究は双方ともに発展していないという現状である。

本稿では、わが国の里親制度がどのような問題点や課題を持ち、どのように議論されてきたかを整理し、今後里親制度を発展させるためにはどのような研究が求められているのかについて、里親研究の動向から検討していく。

I. 里親制度の概要

1. 里親制度のしくみ

里親制度は児童福祉法（1947年）第27条1項3号による措置として実施されている。里親委託までの流れは、

* 青森県立保健大学看護学科

まず里親を希望するものが居住地の管轄の児童相談所に相談・申し込みをし、児童相談所は申込者の家庭調査を行い都道府県知事に送付する。その後児童福祉審議会を経て里親の認定および登録がなされる。その後委託児童とのマッチングを経て、正式な委託に至る。

2. 里親制度の役割と位置付け

現在わが国の社会的養護の体系における里親の位置付けは図1の通りである。社会的養護とは、国や地方自治体が要保護児童に対して、家庭養護に代わって児童の養育を行うことであり、その内容は家庭的養護と施設養護に分かれており、里親はこのうちの家庭的養護の中心的役割を担っているといえる。

家庭的養護は特定の大人との安定した人間関係や信頼関係を持つことが可能であり、一般家庭での個別的な育成が行なわれることによって、人間関係能力と将来の家庭モデル、役割獲得および形成を促すことが期待できる。また、家庭的な環境で養育されることは一人の児童が健全に成長し人格を形成していくためには最も重要なことであり、里親はその目的と役割を達成しうるものである。

3. 里親委託の現況

わが国の里親制度の運用は、1957～1958年をピークに漸次減少の傾向をたどっている。委託児童数は1958年の9,489人が最も多く、その後は減少を続け1990年以降は3,000人を切り、1995年以降は2,000人を切っており、ピーク時の5分の1まで減少している。

1997年の登録里親数は7,760人であり、そのうち児童の委託を受けている里親は1,725人、委託児童は2,155人であり委託率は22.2%にとどまっている。(別添資料1)

II 里親研究の動向

わが国の里親制度は他児養育という慣習が約1,000年前という古くからあったにもかかわらず、児童の立場に立った児童福祉という理念の上に成り立ったものではなかったため、長い間法制化されていなかった。里親が法制度のもとに整備されるのは、第二次大戦後の昭和22年(1947)の児童福祉法制定によってである。この児童福祉法は戦後の孤児・浮浪児対策が急務という状況の中で、**連合国最高指令機構⁴¹⁾(SCAP: the Supreme Commander of the Allied Powers)**の監視指導のもとに制定されたものであり、わが国の児童福祉の理念を大きく変容させ、里親制度を児童養護の重要な施策として位置づけた。

その後の里親制度は児童・家庭・社会等の情勢を反映しながら変遷してきている。(表1)

1. 戦後の里親研究の始動

わが国の里親制度に関する総合的な研究は、1947年の児童福祉法によって里親制度が制定されてから10数年を経過するまで本格的になされていなかった。里親制度自体は児童福祉法に制定されてから、社会的ニーズや熱心な行政の働きかけもあり発展していくが、この時期は研究面においてはまだ十分とはいえなかった。当時、国内の里親制度の調査研究は制度の紹介的な論文であったり、単発的な里親・里子の実態報告が主なものであり、総合的・体系的なアプローチには至っていない。

しかしながら1950年代中ごろからは実態調査に加えて外国の里親制度の紹介やケースワーク事例などの研究がされるようになってきており、里親制度を形式的に整えると同時に、発展のみられた時期であり、研究のレベルは初歩的な段階であったといえる。

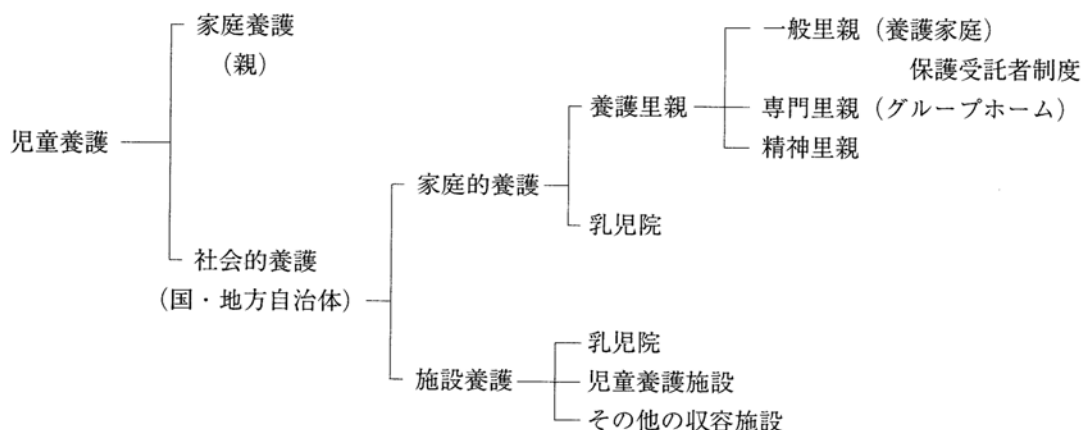


図1 児童養護の体系

2. 第1次発展期

1960年代に入り、里親制度が停滞しはじめるが、この時期になってわが国における体系的総合的な著作が登場し始める。主なものに、三吉明の編著による「里親制度の研究」⁽¹⁾があげられる。また、米国で児童のケースワークの経験がある小笠原平八郎も「里親保護 - その実践と展望」⁽²⁾を表している。停滞期に入り里親制度の本格的な研究の基礎が固められるようになってきたといえるのではないだろうか。

1970年代に入ってから、松本武子による「児童福祉の実証的研究」⁽³⁾と「里親制度その実践と展望」⁽⁴⁾が主なものであり、1960年代に発足した民間団体である家庭養護促進協会の実態調査が発表されるようになってきた。松本は里親委託の順調な地域と不調な地域における行政の取り組み方の違いを証明し、実証的な研究手法を継続的に行っている。

また家庭養護促進協会が行った実態調査「里親開拓のための城東区民の児童福祉に関する意識調査」⁽⁵⁾は、里親開拓における一般市民の意識調査であり、里親以外に行った意識調査はデータも少なく貴重なものといえる。

これ以後も家庭養護促進協会は積極的な調査研究を行っており、現在でも里親関係の主要な調査研究を行っている。

3. 第二次発展期

1980年代に入ると法律の専門家や、ケースワーカーの

立場からの研究・議論が活発化してくようになる。その背景にはわが国ではじめて養子と里親の研究組織である、「養子と里親を考える会」が発足されたことがあげられる。この組織は法律の専門家によって、家族を必要とする子どもの幸せを考えるために設立され、福祉関係者のみならず、法学、社会学等広い分野において議論がおこなわれている。このように民間の団体や研究組織の調査研究が活発となり、同時に乳児院・児童養護施設等の実態についての報告の中で里親制度が施設関係者によって論じられるようになってくる。

1986年には資生堂社会福祉事業団による「社会的養護の今後のあり方に関する提言」⁽⁶⁾により、施設養護・里親制度等の内容が再検討され、総合的な研究成果が報告され今後の社会的養護に対する提言が述べられている。

また、家庭養護促進協会は1985年に「家庭養護の理論と実際」⁽⁷⁾を出版するにいたり、それまでの実践内容をまとめている。続いて1988年には「新しい里親像を求める調査報告書」⁽⁸⁾により里親開拓とその方法について分析している。しかしながら他の地域や機関でのこれに続く里親の意識調査が行われず、継続性や発展性がなかった。

1960年代から1980年代にかけての里親制度に関する研究や課題の内容は、結果的にはあまり大きな進展はなかったといえる。多少研究内容の進展は見られるが、1960年代に指摘されていた問題や課題は、1980年代に入っても同じように指摘されつづけていたという状況である。研究内容の大きな発展がなかったことに比例するかのよ

表1 戦後の里親制度の変遷

年	里親制度等	児童、家庭、社会の情勢
1947～	1947児童福祉法制定 1948「家庭養育制度運営要綱」厚生省里親会の誕生	・浮浪児、孤児、棄児の増加 ・社会的貧困、児童養護施設の不足 ・GHQ監督下での児童福祉政策
1950年代	1951「子どもの日」「児童憲章」の制定 「児童福祉の手引き」(キャロルマニユアルの翻訳)厚生省 1958里親制度運用ピーク	・児童福祉行政に対するキャロル博士の指導 ・高度経済成長期開始 ・都市化核家族化へと変容
1960年代	里親制度停滞初期 1962神戸家庭養護促進協会発足 1964大阪家庭養護促進協会発足 1968神奈川県家庭養護センター付設	・家庭養護推進の民間団体の発足 ・離婚の増加 ・養護問題の変容 ・児童福祉から児童家庭福祉への理念変更
1970年代	1973神奈川県「緊急短期委託制度」 東京都「養育家庭制度」 1974「短期里親制度」の制定(厚生省)	・1973オイルショック ・親の養育機能低下
1980年代	1987「里親制度」の改正「家庭養育運営要綱」が「里親等家庭養育運営要綱」に改正 1988「特別養子縁組制度」の制定	・1982「養子と里親を考える会」(研究機関)発足 ・日本国際社会事業団(ISSJ)によるインドシナ難民受け入れの里親開拓 ・行政改革一括法
1990年代	1994「子どもの権利に関する条約」批准(世界158番目) 1997「児童福祉法」改正	・児童虐待相談の増加 ・児童家庭福祉(ウェルフェア-)から子ども家庭サービス(ウェルビーイング)への理念変換

うに、里親委託数（委託率）は統計上も上昇することがなく、1990年代へと移行していく。

4. 近年の研究動向

1990年代に入ってようやく里親制度についての問題点や課題の議論が活発化してきたといえる状況になってくる。その背景には、1994年の「国際家族年」にわが国が「児童の権利に関する条約」⁽⁸²⁾を批准したということがあげられる。この条約では、要保護児童に対し家庭的養護として里親や養子縁組を優先的にあげており、条約を批准したわが国も家庭的養護の推進に積極的にならざるを得なくなってきたからである。

また、福祉の概念も救貧的・恩恵的・最低保障的イメージであるウェルフェア(welfare)から、より良く生きる・自己実現の保障という意味合いのウェルビーイング(well-being)へと変容し、児童福祉から児童家庭福祉へと、さらに子ども家庭サービスへと理念が変容していることも大きな要因であろう。

子どもの権利を尊重することにより、家庭的養護（里親と養子縁組）の必要性が再認識され始めているといえよう。これに伴い、研究の方向性も津崎による子どもの権利に着目した内容や、養護理念の欠如という指摘がなされるようになってくる⁽⁹⁾。

また、櫻井はケースワーカーとしての実践から、措置変更ケースを通してみたケースワーカーの役割についての検討を行っている⁽¹⁰⁾。ここに来てようやく科学的な考察に至るようになってきている。

このような流れに続き、全国レベルの調査研究として、厚生行政科学研究事業として児童相談所に対する調査がおこなわれている⁽¹¹⁾。里親の意識調査としては、北海道里親連合会が里親と里親業務関係者を対象に行っており、関係者間の意識の違いを明らかにしている⁽¹²⁾。また「養子と里親を考える会」も、プロジェクト研究を組み、児童相談所、民間団体、里親などを対象とした総合的な研究に着手するに至っている⁽¹³⁾。このような調査研究においてようやく里親制度を取り巻く実態が多方面から検討されはじめ、研究手法にも進展が見られるようになってきている。

Ⅲ. 里親研究における論点の検討

1. 従来の論点

里親制度の問題点については、第一次発展期のころの研究者である三吉、小笠原の論点と、第二次発展期初期の松本の論点が基本的なものであり、現在までも大きくは変化していない。ここではまず三者が述べる里親制度ならびに研究の問題点を整理し、その後現在の問題点

について検討していく。

三吉明編『里親制度の研究』

まず三吉は「里親制度の研究」の中で、里親制度が停滞している前提の問題として、里親が素人であること、親権の制限が不十分であることの2点をあげ、以下の4点を問題点としてあげている。

- ①養子との混同や里親制度の誤った理解から未委託里親が多い
- ②家庭の排他的な国民性がある
- ③里親に対する支援体制がない
- ④里親開拓に対する科学的考察がない、などをあげている⁽¹⁴⁾。

養子希望の里親を区別し、里親への研修・支援、アフターケアの必要性、児童の個別的保护の原則を実践することが里親制度の発展につながるとしている。

小笠原平八郎『里親保護—その研究と実践』

次に小笠原の論点は、以下の5点である。

- ①里親に対する誤った観念が原因
- ②養護施設の定員を満たす必要があると思われること
- ③未委託里親の整理
- ④里親の研修・教育体制の不備
- ⑤里親関係の研究・科学的考察が少ない、等をあげている⁽¹⁵⁾。

特に小笠原の指摘において特徴的なのは、①の誤った観念があるとしている点であり、国民性や血縁重視が発展しない要因であると思われているため、推進されていないと主張していることである。これはこの当時としては独自の主張であったと思われる。そしてこのようなくつかの推論的結論の検討が必要であるとしている。また、里親関係の研究の不足や科学的考察の少なさを強く指摘しており、里親制度が発展している米国での実践経験に裏付けられた論文であったといえる。

松本武子の里親研究

最後に松本は「児童福祉の実証的研究」と「里親制度—その実践と展望—」において、行政のシステムや取り組み方の問題を取り上げ、実証的研究を通して、児童福祉司や児童相談所の積極的な対応が里親制度を左右すると論じている⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。ケースワーカーに対する里親制度の教育の必要性、里親認定・登録を慎重にすること、委託費の増加などが課題であるとしている。松本はこの研究以後も一貫して児童相談所の役割の重要性について追求している。

この時期に里親制度の問題点として共通して指摘された点を整理すると、以下のようにまとめられる。

- ①養子目的の里親と本来の里親を区別すること
- ②未委託里親の見直し
- ③里親に対する支援体制の不足
- ④里親制度に対する研究・科学的考察が少ない、等である。

また、当時からわが国の国民性、家族制度などが里親制度停滞の要因であるともいわれているが、それが主な要因ではなく、ひとつの推論の域を出ていないということは明確にされていた。

2. 近年の論点

里親制度における問題点、あるいは発展しない要因として最近の文献からまとめるとつぎのような要因が一般的にあげられている⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾⁽²²⁾⁽²³⁾。

- ①養子里親と養育里親が同様に扱われ、運用上明確に分離されていないこと。また養育里親の希望者が少ないこと。
- ②児童の実親（保護者）が里親委託を望まないこと（親権問題）
- ③社会全般の関心が低いこと
- ④わが国独特の家族制度、家族の封鎖性、血縁重視という特徴があり、実子でない子どもの養育には偏見があること
- ⑤里親の認可条件が整備されていない、支援体制の不足、委託費の安さ等里親制度自体の問題
- ⑥児童相談所や児童福祉司のケースワーク体制が不十分である
- ⑦わが国の児童養護や養育理念に家庭的養護の選択をするという優先性がないこと

以上が里親制度における最近の問題点とされている主なものである。

このように論点を整理してみた結果、従来と最近を比較してみても大きな変化は見られていない。里親制度の問題点に関しては、ある里親言った「10年前の全国里親大会でも同じ問題点・要望が書かれていた」ということに集約されるのではないだろうか。

長い間、同じような問題点が延々と指摘されつづけ、一向に改善されない状況であるといっても過言ではない。その背景には里親制度に関する学術的な論文が少なく、雑誌等に掲載されるものは児童養護施設長等による対談的な内容であり、論点も従来の問題点を指摘することが多いという現状がある。その結果、「わが国ではなかなか発展しないが、促進することが必要である。」という論調に終始しているという傾向が強い。そのため科学的な視点や分析が少なく、体験談や印象が根拠になって論議

されることになりやすい。

これに対し、欧米では里親研究が早いところでは1960年代ごろから国家レベルで行われており、大学や研究所で広い分野からのアプローチがなされており、わが国の研究レベルとは大きくかけ離れている。里親制度を欧米の里親先進国との比較によって議論されることも多いが、かといって単なるシステムや数値の比較だけでは、わが国の状況に適した里親制度の発展は望めないものと思われる。たとえば、それぞれの国によって要保護児童の背景や構成がどうなっているのか、委託後の養育状況、法制度、里親担当職員数なども検討した上でなければ、委託数・委託率等の表面的な数値の比較だけでは状況の改善は難しいと思われる。

しかしながら、前述したように近年の研究の動向は従来の実態調査にとどまらず、養護理念や児童の権利、全国的な研究事業等が展開され始め、里親研究や調査が少しずつではあるが増加している。それに伴い、より客観的な議論の展開もなされ始めているといえよう。

IV. 今後の課題

わが国の里親制度停滞は里親制度に関する研究が少なかったことがまずあげられ、次に研究の視点や分析・考察の方法が画一的であったためと思われる。そしてこのような状況の背景には、安易に国民性や社会的風潮が里親制度を受け入れないと原因づけたことにより、本質的な問題が覆い隠されたのではないかと考えられる。このようなことを避けるためには、わが国の里親の意識や実態および里親制度運用の実態を丁寧分析していくことが求められ、それによって、わが国の実情に合った里親制度を発展させることができるものと考えられる。

また、里親制度は里親だけの意識が問題ではなく、児童相談所、乳児院、児童養護施設が里親に対してどのような意識を持っているかを把握し、それぞれがもつ意識の相違点について明確にしていくことも必要である。従来このような調査は大変少なく、最近になっていくつか手がけられるようになってきたという状況である。

その他に必要な調査研究として、里子の意識について、里親委託によりどのようなメリットがあるか、未委託里親の意識やニーズについて、社会一般・地域社会の意識、を検討し明らかにすることが求められよう。このようなことからみて、里親の調査研究はいまだ不十分であり、多くの側面からのアプローチが必要であるといえる。

里親制度は従来、福祉の分野に限定されて取り扱われてきたが、本質的には児童の成長発達を助ける育児という問題でもある。育児は福祉の側面のみでは当然不十分であり、心理学・教育学・家族社会学・医学・看護学等の

多領域が総合されたものであり、学際的な研究が不可欠な領域である。また、児童の権利、親権の停止、養子縁組等においては法律的な検討も不可欠である。このようなことから、今後は里親に関する研究方法の再検討をし、実態調査にとどまらない理論的・構造的な研究へと発展させていく必要がある。

おわりに

わが国の里親研究の動向を整理し、今後の研究課題について考察をした。残念ながら児童福祉法制定以来約50年間に亘って、大きく前進してきたとはいえない。里親制度に限らず、近年は一般家庭の育児も困難を伴いやすくなってきている。育児の負担感、少子化、児童虐待の急激な増加、少年犯罪の凶悪化等、児童が成長する環境として必ずしも好条件ばかりではなくなっている。社会全体が育児に戸惑いと困難を感じている昨今、里親委託を推進していくことはかなり努力を要することではあろう。しかしながら、そのような時代だからこそ児童の養育や生育環境を再検討していく必要があり、家庭での養育が不可能な児童に対する社会的養護を保障していかなければならないと考えられる。

(本稿は平成10年度東洋大学大学院博士前期課程修士論文の一部に加筆・修正したものである。)

(受理日：平成11年9月30日)

<注>

註1)：SCAPとは連合国最高司令官であるマッカーサー個人を指し示すとともに、マッカーサー率いる占領軍司令部もさし示している。児童福祉との関連はToshio Tatara著、菅沼隆・古川孝順訳『占領期の福祉改革—福祉行政の再編成と福祉専門職の誕生』筒井書房、1997を参照。

註2)：「児童の権利に関する条約」：1989年に国際連合で採択された条約。本条約は要保護児童に対して家庭的代替養護を原則としている。わが国がこの条約に批准したのは遅く、158番目の批准国である。

<文献>

- (1)三吉明編著『里親制度の研究』日本児童福祉協会、1983
- (2)小笠原平八郎『里親保護—その研究と実践』川島書店、1967
- (3)松本武子『児童福祉の実証的研究』誠信書房、1972
- (4)松本武子『里親制度—その実践と展望』相川書房、1977
- (5)家庭養護促進協会『里親開拓のための児童福祉(特に里親制度)に関する意識調査報7書』1978
- (6)資生堂社会福祉事業財団『社会的養護の今後のあり

方に関する提言』1986

- (7)家庭養護促進協会『家庭養護の理論と実践』1985
 - (8)家庭養護促進協会『新しい里親像を求める調査報告書』1988
 - (9)津崎哲雄「児童養護と大人の既得権益—里親宅置不振と施設偏重の背景を考える」『新しい家族』第27号、養子と里親を考える会1995、p2-20
 - (10)櫻井奈津子「養育家庭への児童委託-措置変更ケースを通して里親養育への支援を考える」『新しい家族』第31号、養子と里親を考える会、1997、p67-87
 - (12)網野武博他「里親制度のあり方について」『平成9年度厚生科学研究事業報告書』1998
 - (13)養子と里親を考える会『養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言』地域社会研究所、1999
 - (14)三吉明、(1) 前掲書
 - (15)小笠原、(2) 前掲書
 - (16)松本、(3) 前掲書
 - (17)松本、(4) 前掲書
 - (18)岩崎美枝子「里親・養親」『子ども家庭福祉情報』第9号、p37-43、日本総合愛育研究所、1994
 - (19)柏女霊峰「児童福祉法改正の意義と課題」『子ども家庭福祉情報』第13号、p9-14、1997
 - (20)飯田幹男「里親制度の現状と課題」『新しい家族』第29号、15-37、養子と里親を考える会、1996
 - (21)厚生統計協会『国民の福祉の動向』第44巻、第12号、1997
 - (22)浅井春夫編著『養護原理総論』保育出版社、1997
 - (23)子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『豊かな国日本社会における子ども期の喪失』花伝社、1997
- ・長谷川重夫「わが国の里親制度の問題点と東京都養育家庭制度」『新しい家族』第4号、p19-30、養子と里親を考える会、1984
 - ・大阪譲治「これからの社会的養護のあり方」『児童養護』16-1、p6-9、1985
 - ・福島一雄「転換期にある養護サービスのあり方」『世界の児童と母性』30、p24-28、1991
 - ・松本武子『里親制度の実証的研究』建帛社、1991
 - ・福島・帆足・長谷川・岩崎「新たな社会的養護の構築を目指して」『児童養護』、25-2、p4-22、1993
 - ・M. コルトン・W. ヘリンクス編著、飯田・小坂監訳『EC諸国における児童ケア』学文社、1995
 - ・鈴木幸雄「日本の里親制度に関する基礎的考察」『北海道社会福祉研究』第18号、31-43、1997
 - ・北海道里親連合会『北海道の里親制度に関する意識調査報告』1998

別添資料1 登録里親、児童委託里親、委託児童の年次別推移

区分	登録里親 (A) 人	児童委託里親 (B) 人	委託児童数 人	B/A%委託率	備考
昭和24年10月	4,153	2,909	3,278	70.1	↓以下沖繩を含む
25 〃	7,429	4,859	5,488	65.4	
26 12月	9,471	5,944	6,619	62.8	
27 〃	11,310	6,736	7,488	59.6	
28 〃	12,953	7,210	7,979	55.7	
29 〃	14,419	7,673	8,519	46.8	
30 〃	16,200	8,283	9,111	51.1	
31 〃	17,836	8,479	9,348	47.5	
32 〃	18,498	8,537	9,478	46.2	
33 〃	18,696	8,526	9,489	45.6	
34 〃	18,914	8,095	8,986	42.8	
35 〃	19,022	7,751	8,737	40.7	
36 〃	18,985	7,545	8,664	39.7	
37 〃	19,275	7,332	8,337	38.0	
38 〃	18,773	6,980	7,952	37.2	
39 〃	18,593	6,567	7,420	35.3	
40 〃	18,230	6,090	6,909	33.4	
41 〃	17,076	5,742	6,511	33.6	
42 〃	16,115	5,219	5,972	32.0	
43 〃	15,660	4,786	5,501	30.6	
44 〃	14,916	4,428	5,054	29.7	
45 〃	13,621	3,705	4,729	29.9	
46 〃	13,327	3,706	4,366	27.8	
47 〃	12,808	3,480	4,079	27.1	
48 〃	12,719	3,302	4,028	26.7	
49 〃	11,374	3,333	3,986	29.3	
50 〃	10,230	3,225	3,851	31.5	
51 〃	9,703	3,117	3,687	32.1	
52 〃	9,714	2,980	3,557	30.7	
53 〃	9,494	2,837	3,434	29.9	
54 〃	9,142	2,712	3,277	29.7	
55 〃	8,933	2,646	3,188	29.6	
56 〃	8,696	2,655	3,249	30.5	
58 〃	8,683	2,648	3,346	30.5	
59 〃	8,698	2,599	3,297	29.9	
60 〃	8,659	2,627	3,332	30.3	
61 〃	8,702	2,588	3,265	29.7	
62 〃	8,565	2,659	3,322	31.1	
63 〃	8,114	2,570	3,199	31.0	
平成元 〃	7,841	2,472	3,069	31.5	
2 〃	8,046	2,312	2,876	28.7	
3 〃	8,163	2,183	2,658	26.7	
4 〃	8,122	2,159	2,614	26.6	
5 〃	8,090	2,083	2,561	25.7	
6 〃	8,044	2,029	2,475	25.2	
7 〃	8,099	1,955	2,379	24.1	
8 〃	7,975	1,841	2,235	23.1	
9 〃	7,760	1,725	2,155	22.2	

(資料 厚生省報告例)